

資格の取得と活用の実際

(1)各地の生涯学習実践

生涯学習事業と資格との関係についての一考察 ～秋田県の事例を中心に～

佐 藤 一 夫

(秋田県生涯学習センター)

I はじめに

本稿では、生涯学習事業と資格との関係について考察するが、まず、生涯学習事業の概略をみることにする。

一般的に生涯学習事業を大きく分けると、公的機関が学習機会を提供する事業と、民間における学習機会提供の事業がある。

地方において学習機会を提供している公的機関は、県及び市町村の教育行政並びに学習センターや公民館などの教育施設、一般行政並びにその付属施設である。

この他に、国公立大学・私立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校もある。

民間における学習機会の提供は、多種多様であるが、主のものをあげると、社会教育関係団体をはじめとして各種団体・グループ・サークル、従業員に対して企業内教育や社内教育を行う会社・企業、各種の講座を開設している民間カルチャー・センター、伝統的な習いごとを伝授する家元制度、各種学校、通信教育機関、塾・各種の教室などである。

公的機関または民間で実施している生涯学習事業の中には、直接的に資格と結びつくものもあるけれど、資格とは無関係のものが大部分である。

次に、考察の視点となる資格の一般的な概念などについて考えてみることにする。

資格という言葉は、いろいろな場合や意味などに使われているが、「日本国語大辞典」（小学館発行）によると、「ある事を行なうのに必要な、また、ふさわしい身分・地位・立場、また、必要とされる条件」とあり、「広辞苑」（岩波書店発行）

46 特集 生涯学習と資格

には、「身分や地位。また、そのために必要とされる条件」と書かれている。いずれも、資格とは、身分や地位であり、また、それに必要とされる条件であると、定義している。

しかし、従来から資格という言葉は、後段の「条件」という面にウエートを置いて用いられ、「資格即条件」というように思われてきている。特に教育・学習や、任用・就職との関係からみると、条件の面から多く使われている。例えば、社会教育主事資格、教員資格の認定、防火管理者の資格、弁護士資格、医師資格国家試験、あるいは、入学資格、基礎資格、受験資格、資格要件などという言葉は、そのことを如実に物語っている。

従って、資格の種類といえば大抵の場合、実施あるいは認定する機関により分類されている。それは、

- ① 国家資格（国または地方行政機関が法律に基づいて実施、あるいは認定する資格）
- ② 公的資格（国家資格に準ずるもので、団体が実施し、国または地方行政機関が認定あるいは指定する資格）
- ③ 民間資格（民間団体などが実施し、あるいは認定する資格）、などである。

これらの資格は、専門的なものがほとんどで、認定のために明確な基準が定められ、その基準に達したときに資格が付与されるものである。この基準をクリアしたかどうかを認めるには、学校で、研修・講習で、専門講座などで学ぶ場合と、試験による合格の場合とがある。

私は、この三種類の資格を総称して「与える資格」あるいは、「フォーマルな資格」（いずれも仮称）ということにする。そしてこの与える資格を、「制度的資格」（国家資格及び公的資格）と「民間資格」に分類したほうが、すっきりすると思う。

近年、生涯学習の進展に伴い、資格を生涯学習の評価の観点から考えられてきている。国立教育会館社会教育研修所研修指導主事の古市勝也先生は、「学習者のうち希望する者に対して修了証や認定証の交付、独自の単位認定、免状・資格の交付を行うことは、生涯学習推進の一つの方法であると言えよう」また、「希望する人には生涯学習における学習成果を修了証・認定証の交付、単位や資格の認定などにより評価する仕組みを…」(ぎょうせい発行「現代生涯学習全集第12巻」)と述べている。

ところが、市町村などの生涯学習事業では、学習修了者に対して修了証などを授与している程度である。その場合、「修了証即資格」といえるかどうか幾らかの疑問が残る。なぜならば、通念上の「与える資格」とは異なり、基準による認定

でもないし、身分や地位に必要とされる条件を満たしているとは限らないので、法的・社会的に認知された資格とはいえないような気がするからである。

しかし、資格の定義である「身分や地位」の解釈の仕方によっては、学習結果の修了証であっても、資格ということができるようでもある。

私は、このような資格を、「与える資格」に対して、「評価としての資格」あるいは「インフォーマルな資格」（いずれも仮称）ということにする。

なお、多くではないが県や市町村で独自の資格制度を取り入れた生涯学習事業を実施している場合がある。

これは、「与える資格」と「評価としての資格」の中間に位置するものとみて、「地域における独自の資格」（仮称）ということにする。

資格を三種類に分類したが、これを基にしてこの後の稿を進める。

II 秋田県における生涯学習事業と資格との関係

秋田県及び県内の市町村などの公的機関が行っている生涯学習事業の中から、資格に関係すると思われるものを幾つかあげ、それらについて考察してみる。

1 市町村における生涯学習事業と資格

(1) 高齢者大学など大学と称して実施している事業と資格

秋田県生涯学習センターでは、平成3年に「市町村における生涯学習に関する事業の調査」を実施しているが、これによると、「生涯各期の学習に対する援助事業」は1657事業、「生涯学習啓発および条件整備事業」は453事業と報告されている。これらの事業の中で資格と関係ありそうなものを調べてみたが、該当するものはほとんど見当たらない。

表1 大学等の名称を冠した事業数

種 類	大 学	大学講座	大学院	数	計
高齢者	44 (35)	1 (1)	6 (6)	0 (0)	51 (42)
その他	16 (16)	7 (7)	0 (0)	8 (8)	31 (31)

※ ()は市町村数 複数開設市町村もある

48 特集 生涯学習と資格

ただこの中で、大学・大学院・大学講座・塾など、学校教育の高等教育機関を連想するような名称を冠しているものが、表1のように高齢者対象事業中心にかなりの数になっている。

大学等の名称の事業は、概ね月1～2回開設し、年間60時間前後学習しているのが大部分であり、数年継続して実施しているものも少なくない。中には進級制を取り入れ、最終的に大学院としているところもある。

これらの実施市町村の多くは、学習機会の提供だけで終わっているが、修了者に対して修了証を授与している市町村もある。そして、その市町村の人材センターや人材銀行に登録し、学級・講座等の講師や団体・グループの指導者、生涯学習奨励員として活用している場合もある。しかし、需要との関係で十分に活用できない悩みもあるようだ。

この修了証は、正規の資格といえるかどうかを決めることは難しいが、「評価としての資格」とはいえるものと思う。

(2)一人一資格講座の実施

市町村における生涯学習事業と資格の関係について、一般的には前項で述べた通りであるが、特色ある事業を一つあげてみる。

大館市中央公民館では、平成6年度から、市独自の資格を与える事業として「一人一資格講座」を実施している。

この事業は、一人の市民に最低一資格を取得させ、市民がプライドを持って、活気あるまち創りやまちの活性化に資格を活用することをねらいにしている。

平成6年6月からを第1期として、「フィールドワークアドバイザー(名所案内)講座」、「舞台音響講座」、「舞台照明講座」、「応急処置講座」の4講座を開設している。

講座によって異なるが、一般市民及び市内在住高校生を対象に、10～25名を定員とし、1日2時間程度、5～12回学習することにしている。

「フィールドワークアドバイザー講座」の学習内容は、表2の通りである。市観光物産課、市観光協会、地元バス会社などの職員が講師を務め、大館市内10地区にある49の名所・旧跡の歴史と、大館市の特産物などについての理解を深めるとともに、ガイドの仕方を身につけ、観光客の案内ができることをねらっている。そのため机上だけの学習ではなく、市内を巡回しながら現場での学習を重視している。

講座修了者には、修了証を授与し、大館市観光協会のボランティアガイドに登録して市内観光案内の手伝い役として活躍することを期待している。

「舞台照明講座」の学習内容を示したのは表3である。

表2 フィールドワークアドバイザー講座の学習内容

回	学 習 内 容
1	●大館市の観光について
2	●大館市の歴史について ●史跡・建造物・人物について
3	●自然・天然記念物について ●昔話・伝説について
4	●観光コースについて ●ガイドの役割
5	●ガイドの仕方 ●受講者が名所案内コースを作成 模擬ガイド
6	●実地研修

表3 舞台照明講座の学習内容

回	学 習 内 容
1	●舞台用語及び安全について
2	●舞台設備の操作・扱い ●照明器具などの扱い
3	●音と照明について
4	●調光卓の操作
5	●アトラクションによる実演
6	●舞台設定によるプラン創り
7	●前設定の仕込み図の提出検討
8	●Aの仕込み図を使い実演
9	●実演に関する打合せ
10	●Bの仕込み図を使い実演
11	●音響講座と合同打合せ
12	●実演

「舞台照明及び音響講座」は、ステージ業者や文化会館の職員などを講師にし、市民文化会館の施設・設備や中央公民館の音楽室などを使用して、舞台照明や音響についてその操作方法を学習するもので、市民の中から舞台操作のできる者を

50 特集 生涯学習と資格

育てようとするねらいがある。

講座修了者には、修了証を授与し、文化会館や公民館などで行う市主催の催し物の舞台装置や操作への協力を期待している。

「応急処置講座」は、大館広域消防署職員を講師とし、応急介護の知識と技術の習得を目的とした学習である。この学習によって身近に起こる事故などに対処する能力を養い、事故が発生した時など学習の成果を有効に活用し、その知識・技術（資格）を役立てることを期待している。

大館市中央公民館の「一人一資格講座」について述べてきたが、実施して間もないのでまだ評価はできないが、いずれの講座も受講希望者が非常に多いようである。市民からは今後も事業を継続して欲しいとか、講座種目を増やして欲しいなどの声が高まっているとのことである。

公民館では、第2期以降の講座内容として「在宅介護」や「建築士」など正規の資格取得をめざす講座を開設したい考えで、現在検討中のようなのである。

この事業には、三つ特色があると思う。

第一は、資格を取得し、それを活用したい市民のニーズに応え、大館市独自の内容で計画した学習機会を提供していること。

第二は、市民全員になんらかの資格をもたせることを目標にし、その援助ための事業を開発するとともに、取得した資格を社会に役立てるよう働きかけていること。

第三は、地方における重要な課題である、まち創り・まち興しに、資格を結びつけようとし、その資格者を公民館の事業として養成していること、などである。

2 県における生涯学習事業と資格

(1)長寿学園「グレート・アカデミー平成」と学習指導士

秋田県生涯学習センターでは、平成元年から、高齢者指導者養成事業、長寿学園「グレート・アカデミー平成」を開設している。

長寿学園については、筑波大学の清水一彦先生が、「日本生涯教育学会年報」第13号の「生涯学習成果の大学単位転換の考え方」の中になんかなり詳しく紹介しているので、重複する点もあると思われるがその概要を述べ、資格との関係を考察してみる。

この学園は、高齢者に対して総合的で体系的な学習機会を提供することにより、地域文化の振興に参画する活力ある指導者の資質を養い、高齢者の生きがい対策の充実を図るために、55歳以上の男女を対象に開設したものである。事業実施してから5年経過し、この間幾らかの変更はあったが、大筋では開設当初と変わっていない。

開設課程としては、専門課程と総合課程を設けている。

専門課程は、学習分野を限定し、専門的に深く掘り下げた内容を履修するもので、秋田市にある県生涯学習センターを会場にして、5学科（社会福祉学科、郷土文化学科、園芸造園学科、古典文学学科、スポーツ・レクリエーション学科）と、能代市の総合福祉センターを会場にして、総合福祉学科を開設している。この6学科合わせて定員は140名である。

総合課程は、1科目を16時間として、さまざまな分野の科目を総合的に履修するもので、4地方の公民館・福祉センター・広域交流センターを会場にして、その地域の特色を表す名称をつけた4コース（あやめコース、あおがきコース、さざなみコース、たなばたコース）を開設している。この4コース合わせて定員は160名である。

学習時間は、午前2時間、午後2時間の1日4時間、4月から翌年3月まで毎月2回の年間24回、96時間行われている。正規の学習内容以外に年12回のクラブ活動日を設け、放課後同好の仲間たちとクラブ活動を行っている。この外、開講式・修了式はもちろん、フィールド・ワーク（野外研修）、学園祭なども実施している。

修業年数は2年であるため、2年間を見通した学習プログラムを作っている。プログラムの一例として、総合福祉学科の2年目の学習計画表の一部を表4に示している。

表4 総合福祉学科学習計画表

1回～ 8回（ 4月～ 7月）		
午前	生活と科学	（1 戦）
午後	秋田先覚の思想	（1 戦）
9回～16回（ 8月～11月）		
午前	世界の中の日本	（1 戦）
午後	高齢者の悩み事相談事例	（1 戦）
17回～24回（12月～ 3月）		
午前	ふるさと歴史散歩	（1 戦）
午後	社会福祉とボランティア	（1 戦）

52 特集 生涯学習と資格

この学園の特色は、清水先生もあげているように「単位制」を敷いていることと、所定の単位を取得した者に、「学習指導士」の認定書（資格）を授与していることである。

単位は、各学科・コースにおける1学習科目16時間を1単位として取り扱い、学科・コースで取得できる単位は、年間6単位である。1学習科目と単位の関係は、表4にその例として記入している。

学習によるものは6単位であるが、これに① クラブ活動または研究論文提出により、1単位、② 進級（1年目修了時）及び修了（2年目修了時）レポート提出により、1単位、③ 各受講者の任意による自主的な生涯学習32時間にたいして、2単位を加えることにより、年間10単位を取得する。なお、③の受講者の自主的な生涯学習とは、この学園以外のさまざまな生涯学習（県や市町村、大学や短大、民間が主催しているもの）事業などに参加していることで、主催者が発行する参加証明書の提出によって認定している。

2年以上在学し、所定の20単位を取得した者には、次のような特典を与えている。

① 学習指導士の認定証書を授与する。この認定証書には「あなたは秋田県教育委員会主催の長寿学園『グレート・アカデミー平成』において専門課程を修了しましたので学習指導士の称号を与えこれを証します」と書かれている。② 修了の章（バッジ）を授与する。③ 県生涯学習センターの人材活用名簿（アカデミー会員名簿）へ登録する。④ 地域の社会教育活動、生涯学習活動の指導者として推薦する、などである。

修了者には、「学習指導士」の資格を与えているが、平成5年9月実施の受講者アンケート調査によると、表5のように資格を得てそれを地域で活用することを目的に受講している者は15%に過ぎない。大部分は自分自身が満足するためや個人としての生きがいの追求を受講目的にしている。

表5 長寿学園の受講目的（複数回答）

項 目	人数	%
成果を地域で活かすため	31	15.3
好きな分野を学習するため	90	44.3
幅広い教養身につけるため	138	68.0
新たな出会いを求めて	72	35.5
その他	1	0.5
計	332	163.6

平成6年3月に、平成元年度から平成5年度までの受講生1385人のうち446人を対象として「修了後の活動調査」を実施している。回収率は77.6%であるが、この結果をみると、県や市町村で主催する事業や講座等、各種法人、民間企業などが主催する事業や講座等、グループ・サークルの学習会等の指導者・講師・世話人として活動した経験を有する者は43.4%である。また、半数以上の52.6%の者は今後の活動について意欲を持っている。

先に述べた受講目的調査と修了者の活動調査とでは、対象者が異なるので、一概に比較することはできないが、受講中は学習成果の活用を目的にしている者は少ないけれども、全課程を修了し、20単位を取得して学習指導士の資格が与えられると、その資格を活用しなければ、と考える者が多くなっているといえる。

(2) 農業近代化ゼミナールと青年農業士や女性農業士等

秋田県では昭和39年に、教育委員会の所管である青年学級と、知事部局の農政部所管の4Hクラブとを統合した農村青年の学習組織「農業近代化ゼミナール」の開設を市町村に奨励した。学習プログラムの内容は、一般的教養や仲間づくりと、農業の知識や技術を併せたものであり、指導には前者が社会教育主事や青年学級主事・講師、後者が農業改良普及員や農業指導員などが当たった。

一時は、農村青年の学習組織の中核をなし各市町村に設置され、会員数は全県で数千人に達していた。

しかし時代とともに、農業は衰退、農村生活が変化、兼業農家が増え、農業青年は急激に減少している。これに伴い農業近代化ゼミナールも衰退の一途をたどってきている。現在ではその開設市町村も開設数も減少し、会員数は全県で五百人以下になっている。

このような状況の中で、新しい時代に対応する有能な農業者を育成するには、農業青年自身の学習意欲を喚起するとともに、地域の優れた農業者の指導援助が極めて重要であると考えられている。

農業者に自信と誇りをもたせるため、地域農業青年の育成指導と地域農業の先導者として活動を促進することをねらいにして、自らが模範的農業を実践しながら、地域農業の振興に意欲的に取り組んでいる者を「農業士」として認定する制度を設けたのである。

農業士には四つの種別があり、昭和46年度から実施した青年農業士、昭和48年度からの経営農業士、昭和52年度からの指導農業士、平成5年度からの女性農業士である。

それぞれの農業士には認定基準がある。青年農業士の場合は、① 農業近代化ゼミナール研修の全課程を修了した者、または、それと同等以上の資質を有す

54 特集 生涯学習と資格

ると見込まれる者。② 近代的な感覚で農業を実践し、本人の関係する経営部門に関して、高度な知識、技術を有している者。③ 農業近代化ゼミナール等地域集団活動に積極的に参加し地域農業のリーダーとして期待される者。④ 年齢が概ね23歳以上30歳未満の者となっている。

青年農業士の認定を受けようとする者は、認定申請書、調書と農業近代化ゼミナール研修履修証、経営改善レポートに、市町村農業総合指導センター所長の推薦書を添付し、地区の農業改良普及所長、農林事務所長を経由して県農業士認定委員会委員長に提出する。県農業士認定委員会は、農政部長を委員長とし14名の委員と9名の幹事で構成されている。認定委員会は、推薦された青年農業士候補者について、書類審査・現地審査・面接審査・総合審査を行い、農業士として適当と認められるかどうかを決め、認められた者を知事に申請し、知事が認定証書を授与する。

経営農業士は概ね30歳以上40歳未満の者、指導農業士は農業経営者で概ね41歳以上60歳未満の者、女性農業士は概ね40歳以上55歳未満の女性農業者を対象に、青年農業士と同じような手順で認定しているが、もちろん認定基準の内容は、対象によって異なっている。

これら農業士の認定を受けた者は、平成5年度末で、青年農業士145人、経営農業士225人、指導農業士155人、女性農業士22人、合計547人であり、この資格を取得することは、かなり厳しいといえるようである。

資格の活用について、青年農業士と女性農業士の活動を中心にみることにする。

青年農業士の主な活動は大きく二つに分けられる。① 農業近代化ゼミナール運営の中核となり、農業青年に対し、新しい農業経営者となるための研修の目標と励みを与え、学習意欲の喚起を図っている。② 自ら近代的な農業の実践者となるよう努力し、その実践を通じ自主的な組織活動を高めるとともに、地域農業を推進するためのリーダーとなり、地域農業に対する提言を行っている。

女性農業士は、女性農業者が動きやすく住みよい地域づくりや地域活性化の先導役となり、また、農村女性の組織活動を助長するリーダーとして活動し、資格を地域農業の振興に役立てている。

この農業士の資格制度の特色は、資格認定が中心に据えられ、認定基準を明確にし、認定方法もかなり厳重である。

ただ、農業士の認定基準の中に農業近代化ゼミナールの研修修了という条件があるが、先に述べたように市町村開設の農業近代化ゼミナールは衰退し、過去のような系統的・継続的な学習の実施が困難になっている。そのため、県段階で1年に数回実施している研修会や農業近代化ゼミナール大会などのイベントに参加

したことを農業近代化ゼミナールの研修履修と認めているようである。

市町村や県で実施している生涯学習事業の資格の与え方は、長寿学園のように単位制によって資格を与えているものもあるが、それでも学習修了が原則である。まして大多数の生涯学習事業では、学習修了したことにより資格を得たとみなしているが、農業士の場合は資格認定制度によるものであるところに大きな違いがある。

(3)生涯学習情報提供ネットワークシステム整備事業

これまで市町村や県で実施している生涯学習事業と資格との関係を述べてきたが、それは、資格を与える事業、また、それとの関連で学習機会を提供しているという視点によるものであった。

しかし、人々に中には、制度的な資格をはじめいろいろな資格を取得したいと思っている者も数多くいる筈である。生涯学習事業としてもこれらの人々に対応しなければならないのは当然である。

その対応の仕方には二つあると思う。その一は、資格取得を目的にして現に通信教育や図書などにより、学習している人々への援助である。しかし、これには限界があり、学習の仕方について相談に応じたり、励ましを与える程度である。その二は、漠然と資格を取得したいと思っている者への資格について情報を提供することである。

資格情報提供については、いろいろな方法はあるが、文部省が奨励している生涯学習情報提供システム整備事業の中で進めることが効率的・効果的であると思う。

これらの事業は、既に全国で27県で実施していると聞くと、秋田県では平成6年度から「生涯学習情報提供ネットワークシステム整備事業」に着手した。この全体構想は省略するが、県生涯学習センターに、ホストコンピュータを導入し、市町村等の端末機と結び、県民に生涯学習に関する情報を迅速で的確に提供するものである。

提供する情報の内容は、9分野を考えているが、この中に「各種資格等」も入れることにしている。

各種資格等の分野の様式は、「生涯学習情報の分類と様式の標準化について」(全国の生涯学習情報のシステム化に関する調査研究協力者会議の審議とりまとめ)の「各種資格等に関する情報の様式」を参考にし検討中である。

スキーマー表は、資格の名称、内容、取得条件など9項目を考えている。

データの収集範囲は、現在のところ、国・県・団体等が実施している国家試験・検定試験などと、資格に関する諸出版物・通信教育などの情報を中心に、検討し

56 特集 生涯学習と資格

ているが、どの程度盛り込むかという難しい問題をかかえている。

学習者のニーズを中心にすることは、もちろん大切ではあるが、現在は多くの資格ガイドブックなどが出版されているし、また、資格取得にまつわるトラブルなど風聞する今日であるから、範囲や内容についての選択は十分研究して決定する必要があると思う。

III むすび

生涯学習事業と資格との関係について、秋田県の事例を中心に、述べてきたが、幾つかの課題が考えられる。

第一は、資格は、与える資格と評価する資格とに分けられるとするならば、与える資格を目的にしている学習者に対していかなる生涯学習事業を構築したらよいか、いいかえると個人学習に公的機関がどういう形で援助するべきかを考える必要がある。

また、生涯学習事業の評価として資格をみるとするならば、更にその資格を社会などに役立てるように発展させるために、内容や時間数など十分吟味した学習プログラムにし、その学習の成果としての資格が広く認知されるように努める必要がある。

第二は、これまで資格の取得は、学校教育中心に、あるいは学校教育的手法によるものが多かった。制度的な資格の中には、この形を変えることのできないものもあるが、生涯学習社会の中での資格とは何か、新しい時代における資格とは何かということを、今一度問うてみながら整理し、それに従って生涯学習事業との関係を考える必要がある。

この他にもいろいろな課題があると考えられるが、以上の二点を提言してこの稿を閉じることにする。